



資料編



## 1 第1次飯能市環境基本計画の評価

### (1) 環境目標1 恵み豊かな自然を伝えゆくまち

西川材を活用した公共施設数、緑のトラスト\*公有地化面積、自然体験教室の講座数、市民農園の整備数については、平成23年度末において目標値を達成しています。

景観緑地指定面積、河川清掃の実施団体数については、目標値を達成しておらず、さらなる取組が求められています。

環境指標	平成24年度までの目標	当初策定時 (平成13年度)	現況値 (平成23年度)
西川材を活用した公共施設数	40施設	11施設	62施設
緑地			
景観緑地指定面積	126ha	49.3ha	99.1ha
緑のトラスト公有地化面積	2.2ha	1.9ha	2.4ha
河川清掃の実施団体数	100団体以上	80団体	98団体
自然体験教室の講座数	5講座	1講座	11講座
市民農園の整備数	4か所	2か所	4か所

他の施策の評価としては、平成24年度までの目標として、「検討」を行う事業1事業、「事業着手」する事業9事業、「事業継続」する事業43事業を設定しています。

検討事業としていた、湧水を活用した水辺の整備に関しては、引き続き検討します。

着手事業については、環境基本条例や環境保全条例など各種条例の整備を進めたほか、景観緑地の保全・活用や市民の森づくりなどの事業を推進していますが、針葉樹や広葉樹の特性を生かした森づくりなどは継続した取組が必要となっています。また、緑の基本計画の策定については未着手ですが、中心市街地活性化基本計画におけるポケットパーク\*の整備や区画整理事業による公園整備等を進めており、今後は現行の計画・事業に沿った緑地保全・整備が求められています。

継続事業については、関係機関との連携のもと、概ね目標を達成しています。

## (2) 環境目標2 自然と人が共に生きるやすらぎのあるまち

市内の公園、緑地の供用面積は、平成 23 年度末において既に目標値を達成しています。

河川の水質状況、道路交通騒音レベル、道路交通振動レベル、ダイオキシン類\*濃度については、概ね目標値を満たしていますが、大腸菌群数\*、夜間の道路交通騒音レベルは一部未達成の箇所がありました。

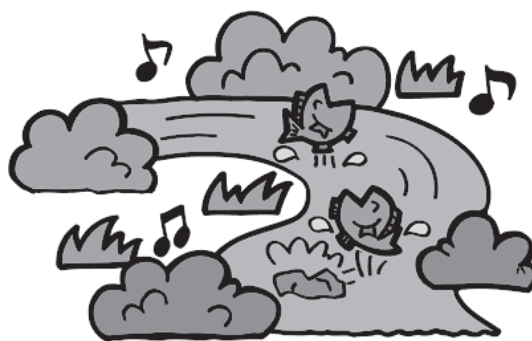
また、大気汚染物質の二酸化窒素\*濃度、光化学オキシダント\*濃度に関しては目標を達成しておらず、引き続き監視を行い、公害防止の取組を進めることが必要です。

環境指標	平成 24 年度 までの目標	当初策定時 (平成 13 年度)	現況値 (平成 23 年度)
市内の公園、緑地の供用面積 (都市計画区域内)	66ha	44.44ha	80.39ha
大気汚染物質濃度			
二酸化窒素濃度 (1 時間値の最高値)	環境基準*0.04ppm 以下	0.063ppm	0.052ppm
光化学オキシダント濃度 (1 時間値が 0.06ppm を 超えた日数)	0日	112日	103日
浮遊粒子状物質*濃度 (1 時間値の最高値)	環境基準 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下	0.137mg/m <sup>3</sup>	0.142mg/m <sup>3</sup>
河川の水質状況(市内3河川10か所で測定: 値は各測定地点の平均値) ※当初策定時は7か所で測定			
pH* (水素イオン濃度)	環境基準(A類型) 6.5~8.5	7.6~8.2	7.5~8.0
BOD* (生物化学的酸素要求量)	環境基準(A類型) 2mg/ℓ以下	0.5~1.3mg/ℓ	0.5~2.7mg/ℓ
DO* (溶存酸素量)	環境基準(A類型) 7.5mg/ℓ以上	10.2~12.4mg/ℓ	9.8~11.3mg/ℓ
SS* (浮遊物質)	環境基準(A類型) 25mg/ℓ以下	1~2mg/ℓ	1~3mg/ℓ
大腸菌群数	環境基準(A類型) 1,000MPN/100mℓ 以下	7,100~16,000 MPN/100mℓ	1,500~11,000 MPN/100mℓ
道路交通騒音レベル(市内10か所で測定) ※当初策定時は8か所で測定			
昼間	環境基準 70dB 以下	68~72dB	65~71dB
夜間	環境基準 65dB 以下	64~69dB	58~69dB
道路交通振動レベル(市内3か所で測定)			
昼間	要請限度 65dB 以下	34~42dB	37~40dB
夜間	要請限度 60dB 以下	32~39dB	31~34dB
ダイオキシン類濃度(大気は市内9か所、土壌は市内5か所で測定) ※当初策定時の大気は8か所で測定			
大気	環境基準 0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	0.068~0.17 pg-TEQ/m <sup>3</sup>	0.0085~0.022 pg-TEQ/m <sup>3</sup>
土壌	環境基準 1000pg-TEQ/g 以下	0.092~13 pg-TEQ/g	0.038~1.4 pg-TEQ/g

他の施策の評価としては、平成 24 年度までの目標として、「事業着手」する事業 13 事業、「事業継続」する事業 40 事業を設定しています。

着手事業については、緑の保全、ポケットパーク\*の整備などの事業は 目標を達成しましたが、景観計画\*の策定については、検討段階となっています。また、屋外広告物等についてのガイドラインの作成については未着手ですが、埼玉県屋外広告物条例により屋外広告物許可制度の周知・指導を行っています。

継続事業に関しては、景観の保全、美化活動の支援、監視体制の充実、災害対策やマナーアップなどの取組を推進しています。



## (3) 環境目標3 循環の環を広げ環境にやさしいまち

一般廃棄物排出量、資源化率、雨水利用を行っている公共施設数については、平成23年度末において目標値を達成しています。

太陽光発電を利用した公共施設については、現在のところありませんが、新図書館及び総合保育施設の建設にあたり、太陽光発電システムを設計に盛り込んでいます。

公共下水道普及率、合併処理浄化槽\*設置補助件数については、目標値を満たしておらず、一層の取組が必要となっています。

環境指標	平成24年度までの目標	当初策定時 (平成13年度)	現況値 (平成23年度)
一般廃棄物排出量	25,500 t 以下	28,008 t	24,089 t
資源化率(有用資源物量/全処理量)	30%	18.7%	33.6%
太陽光発電を利用した公共施設数	1か所以上	—	—
雨水利用を行っている公共施設数	当初値 よりも増やす	1か所	2か所
公共下水道普及率	73%	54.4%	63.9%
合併処理浄化槽設置補助件数(累計)	2,400 基	1,175 基	2,294 基

他の施策の評価としては、平成24年度までの目標として、「検討」を行う事業1事業、「事業着手」する事業3事業、「事業継続」する事業42事業を設定しています。

検討事業としていた自転車駐車場については、駐車場の整備や整理員等の配置を行いました。

着手事業については、水源地域周辺の環境保全や事業者のリサイクル促進に取り組みました。地球温暖化\*防止に向けた総合的な取組では、職員温室効果ガス削減行動計画を策定しましたが、地域全体の温室効果ガス\*削減に向け、さらなる取組が求められています。

継続事業については概ね順調に実施されており、特に、ごみに関する事業はその効果も表れてきています。



## (4) 環境目標4 より良い環境のために行動するまち

環境に関する講座の開催件数、庁用車への低公害車導入数については、平成23年度末時点で目標値を達成しています。

はんのう市民環境会議会員数については概ね増加しており、目標を達成していますが、こどもエコクラブ\*登録数については未達成となっています。

環境に関する報告書については、毎年度作成されています。

環境指標	平成24年度までの目標	当初策定時 (平成13年度)	現況値 (平成23年度)
環境に関する講座の開催件数	年5講座以上	年2講座	年9講座
庁用車への低公害車導入数	13台**	9台**	36台**
こどもエコクラブ登録数	14団体以上(各小学校1団体以上)	0団体	9団体
環境に関する報告書の作成	毎年度作成する	4年毎 (平成11年度)	毎年度 (平成22年度)
はんのう市民環境会議会員数	現況値よりも増やす	—	388人 (団体を含む)

※「庁用車への低公害車導入数」の低排出ガス認定車については、「平成24年度までの目標」及び「現況値(平成23年度)」は平成17年排出ガス基準に対応した台数。「当初策定時(平成13年度)」は平成12年排出ガス基準に対応した台数。

他の施策の評価としては、平成24年度までの目標として、「事業着手」する事業4事業、「事業継続」する事業28事業を設定しています。

着手事業については、あけぼの子ども森公園や森のようちえん等の体験の場の提供、道路美化活動の支援、市民のエコアイデア募集・紹介などに着手し、目標を達成しています。

継続事業に関しては、市民や事業者、はんのう市民環境会議等と協働して行う取組や、森林環境教育、エコツーリズム\*などのソフト的事業を進めています。



## 2 飯能市環境基本条例

平成 20 年 6 月 26 日  
飯能市条例第 18 号

私たちのまち飯能は、奥武蔵の豊かな自然に恵まれ、広大な森林と湧き出る水の流れが入間川と高麗川の清流をつくりだし、その歴史や文化、人々の情感は、自然の恵みとともに育まれてきた。

一方、便利さや物質的な豊かさを求めて様々な資源やエネルギーを大量に消費する社会経済活動は、自然の再生能力や浄化能力を超えるような規模となり、その結果、地域の環境問題だけでなく、すべての生物の生存基盤である地球の環境を脅かすまでに至っている。

健全で恵み豊かな環境を保全することは、私たちが健康で文化的な生活を営む上での重要な課題であり、また、その環境を将来の世代に引き継いでいくことは、私たちの責務である。

私たちは、自然の恵みなしには生存できないことを認識し、すべての者が地球的視野に立って、自主的にそしてともに力を合わせ、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に努めるとともに、この豊かな自然環境を守り、健康で安全な生活を確保していかなければならない。

このような認識の下に、市、市民、事業者等がそれぞれの責務を果たし、相互の協力によって環境の保全と創造を推進し、森林文化を基調とした人と自然が共生するまちをつくとともに、地球環境の保全に貢献していくため、ここに、この条例を制定する。

### (目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、及び市、市民、事業者等の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むことのできる良好で快適な環境を確保することを目的とする。

### (用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

### (基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営む上で必

- 要とされる良好な環境を享受することができるよう適切に行われなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、市、市民及び事業者がそれぞれの立場に応じた役割分担の下に、環境への負荷の少ない循環型社会が形成されるよう協働して行われなければならない。
  - 3 環境の保全及び創造は、人間が生態系の一部として存在し、自然から多くの恵みを受けていることを認識し、森林に恵まれた地域性を生かして自然と文化の調和の取れた快適な環境を実現していくよう行われなければならない。
  - 4 環境の保全及び創造は、すべての日常生活及び事業活動が地球全体の環境と深く関わっていることを認識し、地球環境保全に資するよう行われなければならない。

#### (市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全及び創造に関し、地域の自然的社会的条件に応じた総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 市は、基本理念にのっとり、自らの事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる環境への負荷の低減に率先して努めなければならない。

#### (市民の責務)

- 第5条 市民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 市民は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

#### (事業者の責務)

- 第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に努めなければならない。
  - 3 事業者は、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

#### (滞在者等の責務)

- 第7条 滞在者等(市内に滞在し、又は市内を通過する者をいう。)は、その滞在又は通過に伴う環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力するよう努めなければならない。

#### (環境基本計画の策定)

- 第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。
- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
    - (1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の方向
    - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
  - 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民、事業者及びこれらの者の組織する団体(以下「市民等」という。)の意見を聴くために必要な措置を講ずるとともに、



飯能市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第9条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(年次報告)

第10条 市長は、毎年、環境の状況及び環境基本計画に基づき実施された施策の状況等について報告書を作成し、公表するものとする。

(開発事業等の計画の立案及び実施に係る環境への配慮)

第11条 環境に著しい影響を与えるおそれのある土地の形状の変更、工作物の設置その他これらに類する事業を計画及び実施しようとする者は、その計画の立案及び実施による環境への影響を緩和するため、市との協議に基づき適切な配慮をするとともに、環境の保全に努めなければならない。

(規制の措置)

第12条 市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に関し、必要な規制の措置を講ずるものとする。

2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

(快適な環境の確保)

第13条 市は、潤いと安らぎのある快適な環境を確保するため、緑化の推進、水辺の整備、良好な景観の確保、歴史的文化的遺産の保全その他必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の自発的活動の促進)

第14条 市は、市民等が自発的に行う環境の保全及び創造に関する活動を促進するため、市民等が情報を交換し、又は連携するための機会の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育等の推進)

第15条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに広報活動の充実により、市民等が環境の保全及び創造についての理解を深めるとともに、市民等の環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲が増進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第16条 市は、環境の状況の把握又は環境の保全及び創造に関する施策の策定のため、必要な情報の収集及び調査研究に努めるものとする。

(情報の提供)

第17条 市は、第14条の市民等の自発的活動の促進及び第15条の環境教育等の推進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第18条 市は、市民等と協力し、環境の保全及び創造に関する施策の総合的な調整及び計画的な推進を図るために必要な体制を整備するものとする。

(地球環境保全及び国際協力)

第19条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全に資する施策を推進するものとする。

2 市は、国、他の地方公共団体その他の関係機関等と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成20年7月1日から施行する。

### 3 飯能市環境審議会条例

昭和 46 年 4 月 1 日

飯能市条例第 6 号

注 平成 11 年 12 月から改正経過を注記した。

(設置)

第 1 条 環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、飯能市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、環境の保全に関して基本的事項を調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

(1) 学識経験者

(2) 知識経験者

(平 24 条例 22・一部改正)

(任期)

第 4 条 前条第 2 項第 2 号及び第 3 号に掲げる者につき任命される委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第 5 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第 6 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、会長が指名する委員をもって充てる。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員及び議案に関係のある臨時委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 8 条 審議会が特に必要と認めるときは、関係者の出席を求め意見を述べさせ、又は資料の提出を求めることができる。

2 前項の規定により出席した者は、飯能市の証人等の実費弁償に関する条例(昭和 36 年

条例第 15 号)の別表による実費弁償を受けることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、環境部環境緑水課において処理する。

(平 11 条例 21・平 14 条例 22・平 17 条例 43・一部改正)

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 48 年条例第 1 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 48 年条例第 6 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 54 年条例第 10 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 5 年条例第 18 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年条例第 13 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 6 年 8 月 1 日から施行する。

(飯能市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 飯能市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 44 年条例第 8 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成 11 年条例第 21 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年条例第 22 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年条例第 43 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年条例第 22 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前のそれぞれの条例の規定により任命されている委員は、その任期満了の日までは、改正後のそれぞれの条例の規定により任命された委員とみなす。

## 4 計画策定の経緯

平成 23年度	8月2日	はんのう市民環境会議運営委員会	・環境基本計画策定について	
	8月7日	自然観察会（親子水辺教室）		
	8月8日	庁内策定委員会	平成23年度9回開催	
	8月16日	行政経営会議	・環境基本計画策定について	
	8月23日	市議会全員協議会	・環境基本計画策定について	
	8月25日	環境審議会	・環境基本計画策定に向けて	
	9月上旬	小中学生アンケート実施（576名対象）		
	9月中旬	市民アンケート（2,000名対象）、事業者アンケート（200社対象）、 農林業者アンケート（50名対象）実施		
	9月27日	環境懇談会（南高麗公民館）		
	9月29日	環境懇談会（精明公民館）		
	9月30日	環境懇談会（吾野公民館）		
	10月3日	環境懇談会（市役所）		
	10月5日	環境懇談会（中央公民館）		
	10月6日	環境懇談会（原市場公民館）		
	10月11日	環境懇談会（東吾野公民館）		
	10月12日	環境懇談会（加治公民館）		
	10月17日	環境懇談会（名栗公民館）		
	12月19日	はんのう市民環境会議運営委員会	・環境基本計画策定について	
	平成 24年度	2月18日	自然観察会（バードウォッチング）	
		3月26日	行政経営会議	・環境基本計画骨子（案）について
3月28日		環境審議会	・環境基本計画骨子（案）について	
5月29日		市議会全員協議会	・環境基本計画骨子（案）について	
7月2日		行政経営会議	・重点施策及び市民プロジェクトについて	
7月17日		庁内策定委員会	平成24年度6回開催	
7月18日		環境懇談会（名栗地区行政センター）		
7月20日		環境懇談会（東吾野地区行政センター）		
7月23日		環境懇談会（原市場地区行政センター）		
7月24日		環境懇談会（南高麗地区行政センター）		
7月26日		環境懇談会（吾野地区行政センター）		
7月27日		環境懇談会（飯能中央地区行政センター）		
7月28日		環境懇談会（市役所）		
7月31日		環境懇談会（加治地区行政センター）		
8月1日		環境懇談会（双柳地区行政センター）		
8月21日		市議会全員協議会	・環境基本計画策定の状況について	
8月22日		はんのう市民環境会議運営委員会	・環境基本計画策定の状況について	
8月29日		環境審議会	・環境基本計画策定の状況について	
10月15日		行政経営会議	・環境基本計画素案について	
11月1日		市議会策定協議会		
11月7日	市議会策定協議会			
11月13日～ 12月12日	環境基本計画（素案）の意見募集			
12月17日	はんのう市民環境会議運営委員会	・環境基本計画素案について		
1月17日	行政経営会議	・環境基本計画（案）について		
2月1日	環境審議会	・環境基本計画策定について諮問		
2月15日	環境審議会	・環境基本計画策定について答申		
2月18日	市議会全員協議会	・環境基本計画（案）について		

## 5 飯能市環境審議会委員名簿

(敬称略・順不同)

委員区分	氏名	所属・役職等	備考
市議会 議員	内田 健次		
	平沼 弘		
	町田 昇		
	金子 敏江		
	内沼 博史		
学識 経験者	南林 さえ子	駿河台大学教授	会長
	伊藤 雅道	駿河台大学教授	
	高橋 秀幸	埼玉県西部環境管理事務所長	平成 24 年 3 月 31 日まで
	針谷 さゆり	埼玉県西部環境管理事務所長	平成 24 年 4 月 1 日から
住民を代 表する者	西久保 信夫	飯能市自治会連合会	副会長 平成 24 年 5 月 8 日まで
	荒井 勝博	飯能市自治会連合会	副会長 平成 24 年 5 月 9 日から
	山中 元信	飯能商工会議所	
	濱中 健	飯能青年会議所	平成 24 年 12 月 31 日まで
	柿沼 良行	飯能青年会議所	平成 25 年 1 月 1 日から
	木川 一男	はんのう市民環境会議	
	落合 慎一	市民	
鈴木 京子	市民		
市職員	本橋 憲一郎	飯能市副市長	平成 25 年 1 月 31 日まで

平成 23 年 5 月 13 日から平成 25 年 4 月 30 日任期までの間の委員を掲載

## 6 諮問・答申

24飯環境発1098号  
平成25年2月1日

飯能市環境審議会  
会長 南林 さ え 子 様

飯能市長 沢 辺 瀨 吉

### 第2次飯能市環境基本計画の策定について（諮問）

第2次飯能市環境基本計画の策定について、飯能市環境基本条例第8条の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。

#### 記

#### 諮問第1号 第2次飯能市環境基本計画の策定について

##### 諮問理由

飯能市環境基本計画は、平成15年3月に自然環境、生活環境や地球温暖化などの地球規模の環境問題への対応を含めた持続可能な社会の構築をめざすことを目的に策定しました。その後、平成20年8月には、環境の保全・創造を一層進めていくため、計画を改訂しました。この間、地球温暖化問題や生物多様性の損失などの地球規模の環境問題が深刻化し、国や埼玉県においては地球温暖化対策や生物多様性保全等への取組の強化が図られています。また、東日本大震災の影響により、電力不足に伴うエネルギー消費のあり方の見直しや再生可能エネルギーの利用拡大へのさらなる取組、大気中に放出された放射性物質による環境汚染への対応が求められるなど、本市を取り巻く状況は大きく変化しています。

このような環境問題や社会情勢の変化に対応するため、現在の環境基本計画の計画期間の終了に合わせ、「第2次飯能市環境基本計画」を策定することといたしました。

このことから、本計画（案）についてご審議いただきたく、ここに諮問するものです。

環審第24-1号  
平成25年2月15日

飯能市長 沢 辺 滸 吉 様

飯 能 市 環 境 審 議 会  
会 長 南 林 さ え 子

第2次飯能市環境基本計画の策定について（答申）

平成25年2月1日付け24飯環境発第1098号で諮問のあった第2次飯能市環境基本計画の策定について慎重に審議した結果、概ね妥当と認め、下記のとおり意見を付して答申いたします。

記

諮問第1号 第2次飯能市環境基本計画の策定について

1. めざす環境像「人と自然が共生し 森林文化を育むまち 飯能」の実現に向け、着実な施策の推進を図ること。
2. 各種環境施策の推進にあたっては、環境部を中心に関係各課が連携をとり、全部署が一丸となった推進体制とすること。
3. 環境の状況や環境施策の実施状況等に関わる情報を積極的に公開するとともに、市民・事業者・市が協働して取り組むこと。



## 7 用語解説

【A～Z】	
BOD (生物化学的 酸素要求量)	水中の有機物を微生物が分解する際に消費される酸素の量のこと、水質汚濁を判定するための指標の一つ。BODの値が大きいほど汚濁の程度が高い。
DO (溶存酸素量)	水中に溶解している酸素の量のこと、水質汚濁を判定するための指標の一つ。一般に水質汚濁が進んでいる場合には、微生物により有機汚濁物質が分解されるため、DOが減少する。
E S C O事業	Energy Service Company の略称で、省エネルギー支援を行う民間ビジネスのこと。E S C O事業者はエネルギー使用者（顧客）に対し、工場やビルの省エネルギーに関する包括的なサービスを提供し、顧客の水道光熱費等の経費削減を行い、削減実績から対価を得る。
N P O	Non Profit Organization の略称で、民間非営利団体を意味する。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体の総称。
p H (水素イオン 濃度)	酸性又はアルカリ性の度合いを示す指標。p H 7 が中性であり、7 より小さくなると酸性、7 より大きくなるとアルカリ性を示す。
S S (浮遊物質)	水中に浮遊している直径 2mm 以下の物質の量のこと。S S の値が大きいほど水の濁りが多いことを示し、透明度の低下のほか生態系への影響が指摘されている。
【あ】	
アイドリング ストップ	自動車が走っていない時（駐車時）にエンジンを止めて、無駄な燃料消費と排出ガスを抑える取組のこと。
雨水浸透施設	雨水を地中に染み込ませやすくするための施設。雨水を集めて地下に浸透させる「雨水浸透ます」や、路面に降った雨水を地下に浸透させる「透水性舗装」などがある。
エコツーリズム	自然環境や歴史、文化、生活を体験しながら楽しく学び、それらの保全や継承にも役立てようという、新しい観光のあり方。
エコドライブ	地球温暖化や大気汚染防止のための自動車の適正な整備と運転方法のこと。急発進や急加速、急ブレーキを控える、アイドリングストップ、タイヤの空気圧を適正に保つ等があげられる。
エコファーマー	土づくりや減化学肥料・減農薬などの環境にやさしい農業に取り組む農業者の愛称。「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、都道府県知事から認定を受ける。
温室効果ガス	太陽により暖められた地表面の熱が宇宙に放射されるのを防ぐ働きを持つ大気中のガスのこと。二酸化炭素やメタン等があげられる。

【か】	
カーボンオフセット	日常生活や経済活動において避けることができない二酸化炭素等の温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資すること等により、排出される温室効果ガスを埋め合わせするという考え方。
合併処理浄化槽	し尿と生活雑排水を合わせて処理することができる浄化槽のこと。し尿のみを処理する単独処理浄化槽に比べ、水質汚濁物質の削減率が高い。
環境汚染	人間の生産及び生活活動によって生じる大気・水・土壌などの環境の劣悪化のこと。
環境基準	環境基本法に基づき、「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められている。ダイオキシン類については、ダイオキシン類対策特別措置法で定められている。
環境マネジメントシステム	組織がその運営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくための仕組みのこと。環境マネジメントシステムの国際規格としてISO14000シリーズがある。
グリーン購入	製品やサービスを購入する際に、環境への負荷が少ないものを優先的に選択すること。
景観計画	景観法の規定に基づき、景観行政団体が良好な景観の形成を図るために定める計画で、景観計画の区域、行為の制限に関する事項、景観上重要な建造物等の指定の方針等を定めることとされている。
光化学オキシダント	光化学スモッグの原因となる有害な酸化性物質のこと。工場や自動車の排気ガスなどに含まれる大気中の窒素酸化物や炭化水素が、太陽光線（紫外線）によって光化学反応を起こして生成する。
光化学スモッグ	光化学オキシダントの濃度が高くなり、白くもやがかかったようになった状態のこと。眼や喉等の粘膜に健康被害を及ぼすほか、植物への悪影響をもたらす。
公共下水道認可区域	公共下水道を設置しようとする時に、あらかじめ事業計画を定め、県の認可を受けた区域のこと。
こどもエコクラブ	幼児から高校生までなら誰でも参加できる環境活動のクラブ。地域の中で環境に関する学習や活動を自主的に行う。

【さ】	
再生可能エネルギー	太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、持続的に利用することができるエネルギーのこと。有限でいずれ枯渇する化石燃料などと違い、自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生、供給され、地球環境への負荷が少ない。
雑紙	家庭から排出される古紙類のうち、新聞・広告、雑誌、ダンボール、紙パックのいずれの区分にも入らず、かつ、「禁忌品」(きんきひん：食品や洗剤が直接ふれているもの、金銀などの金属加工されているもの、ビニールや紙以外のもので加工されているもの)以外の紙製品のこと。
次世代自動車	電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車など、環境への負荷が少ない自動車のこと。
自然林	森林の造成や保育にほとんど人の手が加わらず、天然に成立した森林。
循環型社会	廃棄物等の発生を抑制し、廃棄物等のうち有用なものを循環資源として利用し、適正な廃棄物の処理をすることで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り少なくする社会のこと。
小水力発電	水力発電のうち、比較的小規模な発電システムの総称。一般的には、数十kWから数千kW程度の発電規模を持ったシステムが小水力発電と呼ばれている。
森林環境税	私たちの生活に様々な恵みをもたらす森林の多面的機能の重要性を踏まえ、森林を住民全体の共有財産として保全・育成し、将来の世代に引き継いでいくための財源として創設が期待されている税。
森林の多面的機能	森林の有する生物多様性保全機能、地球環境保全機能、土砂災害防止機能/土壌保全機能、水源かん養機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、物質生産機能といった様々な機能のこと。
水源かん養	森林の土壌層に雨水を浸透・貯留し、水質を浄化したり、河川の流量を平準化したりする機能のこと。
3R	Reduce(リデュース:廃棄物の発生抑制)、Reuse(リユース:再使用)、Recycle(リサイクル:再生利用)の頭文字をとった言葉であり、循環型社会の形成に向けた基本的な考え方。
生態系	植物・動物などの生物とそれらを取り巻く大気、水、土などの無機質な環境を含めたつながりのこと。これらは密接な相互作用をもっており、この中で物質やエネルギーが循環している。
生物多様性	地球上の生物とその生息・生育環境の多様さを表す概念。生物多様性には、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性の3つのレベルの多様性があるとされている。

【た】	
ダイオキシン類	ポリ塩化ジベンゾ - パラ - ジオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナーPCB) の総称で、主に廃棄物の焼却や塩素系農薬の製造過程等で非意図的に生成される。発がん性や胎児に奇形を生じさせるような性質等をもつといわれている。
待機電力	メモリーや液晶表示、リモコンからの指示待ちなど、家電製品を使用していなくてもコンセントにプラグを指しておくだけで消費される電気のこと。
大腸菌群数	大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のこと。水質の環境基準の一つとして、水の汚濁、特に人畜の排泄物などによる汚染の程度を判定するための指標として用いられている。
多自然型工法	植物・動物などの様々な生態の保全・創出に配慮した工法のこと。瀬や淵など変化のある水際環境の創出や覆土による植生の維持などがある。
地球温暖化	二酸化炭素やメタン等の温室効果ガスの大気中の濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。地球温暖化が進行することにより、豪雨や干ばつなどの異常気象の増加や生態系への影響等が懸念されている。
地産地消	「地域生産地域消費」の略で、地域で生産された農林産物を地域で消費すること、また、地域で必要とする農林産物を地域で生産すること。
低炭素社会	化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等のレベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会のこと。
特定外来生物	外来生物のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものとして、外来生物法によって指定された生物。アライグマやコクチバス、オオキンケイギクなどが指定されている。
【な】	
二酸化窒素	石油や石炭等の窒素分を含んだ燃料の燃焼によって発生する気体。呼吸器系の疾患の原因となる。
【は】	
バイオマス	生物資源 (bio) の量 (mass) を表す言葉であり、再生可能な生物由来の有機性資源 (化石燃料は除く) のことをいう。バイオマスの種類としては、木材、生ごみ、動物の死骸・糞尿、プランクトンなどがある。
ビオトープ	ドイツ語の「Bio (生物)」と「Tope (場所)」を合成した言葉で、生物の生息空間を意味する。
浮遊粒子状物質 (SPM)	ばいじん、粉じんなどの大気中の粒子状物質のうち、粒径 10 $\mu$ m 以下のものをいう。人の呼吸器に沈着し、健康を害するおそれがあるため、環境基準が設定されている。工場等の事業活動や自動車の走行に伴い発生するほか、風による巻き上げなどの自然現象によるものもある。

【は】	
ポケットパーク	道路わきや街区内の空き地などの小さなスペースの中に、潤いや休憩のために整備された比較的小規模な空間のこと。
【ま】	
水循環	水は太陽エネルギーを受けて、地表面から蒸発して霧や雲となり、降雨となって再び地表面に達する。その後、河川となり海に流出したり、地下に潜る水などがあり、その循環経路は非常に複雑である。このような水の流れる経路や水量をまとめて捉えたもの。
緑のトラスト	貴重な動植物の生息地などを、寄付金などをもとにした基金によって取得するなどして、保全していこうとする自然保護の仕組み。埼玉県では「さいたま緑のトラスト基金」を設置し、県内の優れた自然や貴重な歴史的資源を県民共有の財産として永く保全している。飯能市内では、「飯能河原周辺河岸緑地」がさいたま緑のトラスト保全地として取得・保全されている。
木質バイオマス	バイオマスのうち、木材に由来するもの。主に、樹木の伐採や造材のときに発生した枝、葉などの林地残材、製材工場などから発生する樹皮やおが屑などのほか、住宅の解体材や街路樹の剪定枝などの種類がある。
木質ペレット	おが屑やかんな屑などの製材副産物や木質チップ（間伐材・小径木などを10～20 mmに破碎したもの）、古紙といった木質系の副産物、廃棄物を粉碎、圧縮し、成形した固形燃料。
【や】	
有害鳥獣	人畜や農作物などに被害を与えたり、被害を与えるおそれがある鳥獣のこと。ニホンザル、イノシシ、ニホンジカ、ハクビシン等があげられる。
要請限度	自動車による騒音・振動がその限度を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められるときに、市町村長が都道府県公安委員会に道路交通法の規定による措置を執るよう要請する限度。
【ら】	
リスクコミュニケーション	化学物質などのリスクに関する正確な情報を市民、事業者、行政等の全てのものが共有し、意見交換などを通じて意思疎通と相互理解を図ること。
リターナブル容器	中身を消費した後の容器を回収し、飲料メーカーが洗浄して再び使用する容器のこと。
緑地協定	都市緑地法に基づき、地区住民等が街の良好な環境を確保するために緑地の保全や緑化に関して結ぶ協定のこと。
レッドデータブック	絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップし、その生息・生育状況などを明らかにするために編集・発行したもの。

## 第2次飯能市環境基本計画

平成25年3月

発行 飯能市

編集 飯能市環境部環境緑水課

〒357-8501 埼玉県飯能市大字双柳1番地の1

TEL 042-973-2111(代表)

<http://www.city.hanno.saitama.jp/>